官（経済社会システム担当）、政策統括官（経済財政分析担当）及び政策統括官（共生・共助担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一・二　略］ 三　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（本号四に掲げるものを除く。） 四　［略］ 2　経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省並びに政策統括官（経済社会システム担当）、政策統括官（経済財政分析担当）及び政策統括官（共生・共助担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［3～10　略］	経済社会システム担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一・二　略］ 三　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項のうち経済社会システムに関する事項（政策統括官（共生・共助担当）の所掌に属するものを除く。） 四　［略］ ［2～7　略］	
［略］	原子力防災担当
［略］	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。以下単に「原子力災害」という。）に対する対策に関するものに限る。）の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一・二　略］ ［2～5　略］	沖縄政策担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　［略］ 二　本号一に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項 ［2～5　略］	

官（経済社会システム担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一・二　同上］ 三　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号に掲げるものを除く。） 四　［同上］ 2　経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省並びに政策統括官（経済社会システム担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［3～10　同上］	経済社会システム担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務及び政策統括官（経済財政分析担当）の所掌に属するものを除く。）。 ［一・二　同上］ 三　経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項のうち経済社会システムに関する事項 四　［同上］ ［2～7　同上］	
［同上］	原子力防災担当
［同上］	
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。以下単に「原子力災害」という。）に対する対策に関するものに限る。）の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［一・二　同上］ ［2～5　同上］	沖縄政策担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　［同上］ 二　前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項 ［2～5　同上］	